

家庭用可燃ごみ袋の 臨時措置期間の終了について

6月22日から指定ごみ袋以外でのごみ出しを特別認めておりましたが、指定ごみ袋の販売店で在庫が多く見え始めたため、**9月30日をもって臨時措置は終了となります。**

10月1日以降は、指定ごみ袋以外でのごみ出しはできませんのでご注意ください。

臨時措置期間

令和 **8** 年 **9** 月 **30** 日 (**水**) まで

臨時措置期間終了後の留意事項

- ・ **指定ごみ袋**で出してください。
- ・ 収集日や時間、分別ルールに変更はありません。

問合せ

- ・ 三戸地区環境整備事務組合 0179-25-2113
- ・ 三戸町役場 住民福祉課 0179-20-1151